

## 登米市森林管理協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、「登米市森林管理協議会」(以下「本会」という。)という。

### (目的)

第2条 本会は、構成員相互の協力により、F S C森林認証を取得し、森林認証を受けたそれぞれが所有及び管理する森林について、常に認証基準どおりの森林経営と管理を通じて「持続可能な森林経営・管理」を実現することを目的とする。

### (事務局)

第3条 本会にFM認証管理事務局とFM認証材流通事務局を置く。

### (所在)

第4条 FM認証管理事務局の事務所は、宮城県登米市中田町上沼字西桜場18番地、登米市産業経済部内に置く。

2 FM認証材流通事務局の事務所は、流通を行う構成団体内に置く。

3 流通を行う団体は、FM認証管理責任者が総会の承認を経て、構成団体の中から選定する。期間は2年とし、再選定を妨げない。

### (構成員)

第5条 本会は、登米市内に山林を所有し、森林経営計画の認定を受け、F S C認証を取得したもの及び取得を予定しているもの、並びに、F S C認証基準に基づき施業を行う意思のある林業事業体で構成する。(別紙1「名簿」、別紙2「組織図」)

2 最大構成員数は15とする。また、構成員全体の最大管理面積は22,062haとする。

### (管理責任者)

第6条 本会にFM認証管理責任者を置く。FM認証管理責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 FM認証管理責任者は、第5条の構成員の中から互選により選任する。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置き、総会の承認を経て、FM認証管理責任者が構成員の中から任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(1) FM認証副管理責任者1名

(2) 監事2名

### (管理責任者の業務)

第8条 FM認証管理責任者の業務は、次のとおりとする。

(1) 本会を代表し、会務を総理すること

(2) FM認証及び森林管理計画の維持に関すること

(3) 構成員の入会及び脱退、除名に関すること

(4) 規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等の作成に関すること

(5) FM認証業務を統括し、規準の遵守を指導、指示すること

(6) 規準不適合事項の改善対策に関すること

- (7) FM認証業務の集計、公表、広報に関すること
- (8) FM認証材の流通に関すること。
- (9) マーケティングに関すること
- (10) 本会の会計に関すること。
- (11) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(役員業務)

第9条 FM認証副管理責任者は、FM認証管理責任者を補佐し、FM認証管理責任者に事故あるときはその業務を代行する。

2 監事は、協議会の会計及び会務の執行状況を監査する。

(構成員業務)

第10条 構成員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 規準等を遵守した森林管理に関すること
- (2) 収穫物の販売
- (3) FM認証管理責任者からの伝達文書の收受
- (4) FM認証管理責任者への業務内容及び認証森林の異動等の報告

(オブザーバー)

第11条 本会に、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会（年1回以上）及び事務局会議とし、総会はFM認証管理責任者が召集し、議長となる。

- 2 総会は、半数以上の出席がなければ成立しない。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合はFM認証管理責任者が決する。
- 4 事務局会議は必要に応じて開催できるものとし、FM認証管理事務局又はFM認証材流通事務局が召集し、座長となる。

(議決事項)

第13条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び実績に関すること
  - (2) 規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等の改廃に関すること
  - (3) FM認証材の流通に関すること。
  - (4) 重要な規準不適合事項の対策の承認に関すること
  - (5) 経費に関すること。
  - (6) 予算及び決算に関すること。
- 2 事務局会議において議決する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項
  - (2) 総会に付すべき事項
- 3 FM認証管理事務局及びFM認証材流通事務局は、次に掲げる事項を定期的に事務局会議へ報告しなければならない。
- (1) 認証材取扱高その他この協議会の事業の実施状況

- (2) 事務局会議の決定に係る事項の処理状況
- (3) 前各号に掲げる事項のほか事務局会議において必要と認めた事項

(入会、脱退及び除名)

第14条 本会に入会しようとする者は、FM認証管理責任者に「入会申請書」(様式第1号)及び「入会同意書」(様式第2号)、その他関係書類を提出する。FM認証管理責任者は「入会資格チェックリスト」(別紙3)により確認し、入会要件に適合している場合は入会を承認し、入会承認書(様式第3号)により通知する。なお、入会しようとする者が管理するすべての森林のうち一部を除いて入会する場合は、その旨を説明する説明書を提出しなければならない。

- 2 本会を脱退しようとする者は、脱退届出書(様式第4号)を提出し、FM認証管理責任者がこれを承認し、脱退承認書(様式第5号)により通知する。
- 3 FM認証管理責任者は、次のいずれかに該当する場合、構成員を除名することができる。除名する場合には、その理由を付し通知する。(様式第6号)
  - (1) 不適合事項に対する改善処置を行わない場合
  - (2) ロゴマークの不正使用、表示違反等があった場合
  - (3) 負担金等を支払わなかった場合
- 4 FM認証管理責任者は、構成員の入会、脱退、除名及び認証森林面積の変更があった場合には、その1ヶ月以内にウッドマークへ通知する。(様式第7号)
- 5 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちにFSC及びウッドマークの名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類をFM認証管理責任者へ返却すること。

(文書管理)

第15条 FM認証管理責任者の管理する文書は、保存文書一覧(別紙4)とし、管理方法は、次のとおりとする。

- (1) 保存文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること
- (2) 文書類の更新があった場合は、速やかに構成員に配布すること
- (3) 管理文書を情報公開すること

(経費)

第16条 本会の認証取得及び継続に関する経費は、認証林の管理面積等に応じてサイトごとに別途定めるものとする。なお、年度途中で脱退又は除名処分された場合、納入された負担金は、返金しない。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、FM認証管理責任者が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。